

入会金及び会費に関する規則

(総則)

第1条 本規則は、公益社団法人日本通信販売協会(以下「本会」という。)の定款第7条の規定により、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

- 2 本規則の変更は、総会の議決を経なければならない。
- 3 本会の入会金及び会費に関する事項であって、本規則に定めのない事項及び本規則の実施に関して必要な事項は、理事会の同意を得て定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 100,000円
 - (2) 賛助会員 1口 50,000円
- 2 入会金の分納は、認めないものとする。

(入会時の納入通知)

第3条 会長は、定款第6条第1項の規定により、倫理委員会の承認を得て会員となった者に対して、承認を得た年月日、納入すべき入会金の額、納入期限その他入会金の納入に関して必要な事項を速やかに通知しなければならない。

- 2 その際の会費は、入会承認月を含め、当該年度末(3月)までを一括して納入しなければならない。

(会費)

第4条 会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 月額30,000円以上とし、個々の会費は通信販売の方式による売上高に応じて別に定める。
- (2) 賛助会員 1口・月額15,000円(年額180,000円)以上

(会費の納入)

第5条 本会は、事業年度末までに次年度の会費を請求する。

- 2 会員は、原則として4月末までに当該事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日)の会費としてこれを全納しなければならない。
- 3 会費の分納は、認めないものとする。
- 4 会員が会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(支払方法)

第6条 入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(入会金及び会費の返還)

第7条 本会は、会員が定款第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失しても、すでに納入した入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

(会費等の使途)

第8条 第2条及び第4条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額のその5割以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

付則

- 1 本規則は、平成20年8月27日より実施する。
- 2 すでに会員となった者が会員種類を変更した場合の入会金及び会費の扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 正会員から賛助会員に変更した場合、すでに納入した入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。
 - (2) 賛助会員から正会員に変更した場合、入会金は差額50,000円、会費は変更承認月を含め、当該年度末までの差額分を納入しなければならない。
 - (3) 差額分の入会金及び会費の分納は、認めないものとする。
- 3 平成24年4月1日改正
- 4 令和4年6月17日改正

[第4条(1)に基づき定める正会員の会費]

- 1 正会員の会費は、売上高により、11分類とする。
- 2 売上高は、前事業年度を基礎とし、会費相当分としての会員社からの申告額とする。
- 3 正会員の会費の額は、それぞれ下記に示す額とする。

ランク	売上高	入会金	会費(月額)	会費(年額)
A	10億円未満	100,000円	30,000円	360,000円
B	10億円以上30億円未満		32,500円	390,000円
C	30億円以上50億円未満		35,000円	420,000円
D	50億円以上70億円未満		37,500円	450,000円
E	70億円以上100億円未満		40,000円	480,000円
F	100億円以上200億円未満		50,000円	600,000円
G	200億円以上300億円未満		65,000円	780,000円
H	300億円以上500億円未満		80,000円	960,000円
I	500億円以上800億円未満		160,000円	1,920,000円
J	800億円以上1,100億円未満		220,000円	2,640,000円
K	1,100億円以上		300,000円	3,600,000円